

議案第 17 号

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市の組織及びその事務管理に関する条例（平成16年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条総務部の項第1号を次のように改める。

(1) 危機への適切な準備と対応による市民や地域の安全の確保

第3条まちづくり部の項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市民力、地域力による犯罪や交通事故の未然防止

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。